

環境ラベル等の取組事例について (参考資料)

平成20年5月19日

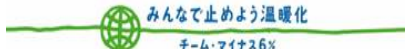
注) 各取組事例に係る記載内容は、取組運営主体のホームページ等の情報をもとに環境バイオマス政策課でとりまとめたものです。

	農林水産分野が主の認定制度			
	農業、畜産業、食品関連			バイオマス関連
制度、マークの名称	有機JASマーク	環境こだわり農産物	エコファーマーマーク	バイオマスマーク
マーク				
概 要	農林水産大臣に認定された第三者機関（登録認定機関）が、事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）を認定し、認定事業者が、有機JAS規格に適合していると判断したものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度	化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を認証。また環境こだわり農産物を加工した食品に表示	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者（エコファーマー）が使用可能	バイオマスを活用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合致する商品を認定
運営主体名	農林水産省 （独立行政法人農林水産消費安全技術センター）	滋賀県	全国農業協同組合中央会	社団法人日本有機資源協会 （農林水産省所管公益法人）
制度の開始年	2001年	2001年	2003年	2005年から試行開始 2006年から本格運用
認定件数	登録認定事業者：4,371（改正JAS法に基づく認定事業者） 登録認定機関：60 登録外国認定機関：11	農産物栽培面積：10,367ha	154,695件	163件
対象物品等	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の日本農林規格に基づいて、生産または製造された有機食品等	農産物、農産物加工食品	農産物	当該商品そのものを構成する、全部或いは一部がバイオマスに由来する商品
農林水産物、食品 （生産、流通過程等含む）	○	○	○	○

	農林水産分野が主の認定制度			
	森林、林業、木材産業関連			
制度、マークの名称	サンキューグリーンスタイル マーク	FSC認証	SGECマーク	再生紙使用マーク
マーク				
概 要	国産材を使用した製品、企業や団体等のパンフレットや環境報告書、さらには、普及広報活動に使用できる。	適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証	生物多様性等森林の環境機能の維持及び森林の水土保全等森林の多面的機能の増進といった基準、指標を基に森林を認証。また、認証森林からの林産物を分別・表示管理している事業体を認証し、さらに認定事業者の生産した林産物にマークを表示	古紙パルプ配合率100%再生紙を使用していることを自主的に表示
運営主体名	財団法人日本木材総合情報センター (農林水産省所管の公益法人)	森林管理協議会 (FSC (Forest Stewardship Council)) (環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合等の代表者から構成されるNPO)	『緑の循環』認証会議 (SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)) (森林・林業関係団体、環境NGO、市民団体、学識者等が合意して創設)	3R活動推進フォーラム (地方公共団体、企業、業界団体、研究機関、NGO・NPO等の団体により構成)
制度の開始年	2005年度	1993年	2003年	1995年
認定件数	142件	FM認証：世界79か国、933か所、 認証面積103,456,399ha。日本は 24か所、認証面積279,076ha CoC認証：全世界で8,678件。日本 は697件	認証森林：63件、認証面積 714,437ha 認証事業体：201件	(主的に表示できるため、マークを使用するための手続は特にない)
対象物品等	住宅、建造物、家具、インテリア、テーブル、小物、アクセサリ、間伐材封筒、はがき、名刺用紙等	森林管理及び木材・木材製品	森林管理者（森林所有者、管理受託者、市民参加、ボランティア活動も含む）、事業体	用紙類、紙製事務用品、印刷物、衛生用紙 等
農林水産物、食品 (生産、流通過程等含む)	○	○	○	○

	農林水産分野が主の認定制度		その他の認証制度	
	水産物関連		経済産業省又は経済産業省所管公益法人が運営主体	
制度、マークの名称	マリン・エコラベル・ジャパン	MSC認証	国際エネルギースタープログラム	省エネラベリング制度
マーク				
概 要	資源と海に優しい持続的な漁業を促進するために、持続的な漁業で獲られた水産物にラベルを貼って、消費者に持続的な漁業をアピールする制度	持続可能な漁業により漁獲されていることを認証するMSC認証とMSC認証漁業による製品であることを認証するCOC認証の2種類の認証	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示	機器使用時のエネルギー消費効率に着目し、省エネ法により定められた省エネ基準を達成しているかを表示
運営主体名	マリン・エコラベル・ジャパン (MELジャパン) (大日本水産会内に設置) (農林水産省所管公益法人)	海洋管理協議会 (MSC(Marine Stewardship Council))	経済産業省	経済産業省
制度の開始年	2007年	1999年	1995年	2000年
認定件数	(2008年4月より審査開始)	MSC認証漁業：22 COC認証企業：433	134事業体延べ48品目	
対象物品等	水産物	水産物	コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル印刷機の8品目	エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、DVDレコーダー、ジャー炊飯器、電子レンジの16品目
農林水産物、食品 (生産、流通過程等含む)	○	○	×	×

	その他の認証制度			
	経済産業省又は経済産業省所管 公益法人が運営主体	経済産業省・国土交通省所管 公益法人が運営主体	国土交通省又は国土交通省所管公益法人が運営主体	
制度、マークの名称	エコリーフ環境ラベル	環境主張建設資材の適合性証明 事業	環境・エネルギー優良建築物 マーク	環境共生住宅認定制度
マーク		A(省資源型)の1級 L(LC配慮型)の2級 等		
概 要	資源採取から製造、流通、使用、 廃棄・リサイクルまでの製品の全 ライフサイクルステージにわたる 環境負荷を定量的に表示し、イン ターネットなどを通じて公開	建設材料の品質性能の審査とあわ せて、財団法人建材試験センター の定めた評価基準に基づき申請者 の主張する環境主張項目の審査を 行い、これらを統合して環境主張 製品としての妥当性を評価	建築物使用時のエネルギー性能等 に着目し、室内環境水準を確保の うえ、一定水準以上の省エネル ギー性能を有する建築物に表示。	「地球環境の保全」、「周辺環境 との親和性」及び「居住環境の健 康・快適正」を包括した「環境共 生住宅」を認定する制度
運営主体名	社団法人産業環境管理協会 (経済産業省所管公益法人)	財団法人建材試験センター (経済産業省・国土交通省 所管公益法人)	財団法人建築環境・省エネルギー機構 (国土交通省所管公益法人)	財団法人建築環境・省エネルギー機構 (国土交通省所管公益団体)
制度の開始年	1998年から試行開始、2002年4月 から運用開始	2002年	1999年	1999年
認定件数	434件	5件 (証明の有効期間は証明の日より3年 間)	88件	75件
対象物品等	【製品】：電気(家電、情報機器 等)、機械(自動車、輸送用機器等)、 素材・部品(鉄、非鉄金属等)、建設 (建築、土木等)、その他(日用品、文 具等) 【サービス】：エネルギー(電気、 ガス等)、IT(情報通信サービ ス)、運輸(陸運、海運、空運)、その 他(容器包装、廃棄物処理等)	建設資材	建築物	住宅
農林水産物、食品 (生産、流通過程等含む)	○(牛肉、食材配送システム)	×	×	×

	その他の認証制度			
	国土交通省又は国土交通省所管公益法人が運営主体		環境省又は環境省所管公益法人が運営主体	
制度、マークの名称	エコレールマーク	自動車の燃費性能の 評価及び公表	チームマイナス6%	エコマーク
マーク				
概 要	地球環境に優しい鉄道貨物輸送を一定割合以上利用している商品、企業であることを表示	自動車の燃費に着目し、省エネ法に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、20%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示	チームマイナス6%の趣旨(団体については規約)に同意する者が登録	資源採取から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示
運営主体名	エコレールマーク事務局 (社団法人鉄道貨物協会) (国土交通省所管公益法人)	国土交通省	チーム・マイナス6%運営事務局 (環境省地球環境局地球温暖化対策課 国民生活対策室)	財団法人日本環境協会 (環境省所管公益法人)
制度の開始年	2005年	2004年	2005年	1989年
認定件数	20商品、40企業	(車として販売されている、は今後販売される予定の自動車について評価を行い、準を満たすものとして国土交通省大臣が判定したものについて、マークの使用が認められる)	個人:2,198,078人 法人・団体:19,943団体	45品目、4,807商品
対象物品等	商品(飲料水、携帯電話、トナー、家電製品等)、企業	自動車	個人、法人・団体	衣服、印刷用紙、文具・事務用品、家具、間伐材、再・未利用木材等を使用した製品
農林水産物、食品 (生産、流通過程等含む)	○(飲料、精糖、食品会社)	×	×	○

	その他の認証制度
	業界団体が運営主体
制度、マークの名称	衛生マーク
マーク	
概 要	資源の消費、オゾン層破壊物質の不使用、及び大気汚染物質の健康への影響に着目し、一定の環境に関連する基準を満たすマットレスに表示
運営主体名	全日本ベッド工業会 (ベッド等製造メーカーから構成される業界団体)
制度の開始年	2001年
認定件数	660商品
対象物品等	マットレス
農林水産物、食品 (生産、流通過程等含む)	×